

放課後児童クラブ夏季休業期間昼食提供試行実施事業仕様書

1 事業名称

放課後児童クラブ夏季休業期間昼食提供試行実施事業（以下、「本業務」という。）

2 事業の目的

長期休業期間における放課後児童クラブ利用児童への昼食用配達弁当（以下、「弁当」という。）の提供により保護者の負担軽減を図るためのサービス導入に向けて、配送・受渡、衛生管理、予約・決済システム等の各工程における実効性や運営上の課題を多角的に検証することを目的とする。

3 事業期間

協定締結日 ～ 令和8年8月31日まで
（昼食提供の期間は8月中の2週間程度を予定）

4 履行場所

- (1) 名称 あかしか台児童クラブ・あかしか台第2児童クラブ
- (2) 所在地 あかしか台小学校敷地内（三田市あかしか台2-6）
- (3) 児童数（令和8年5月1日現在）
 - ① あかしか台児童クラブ 41名
 - ② あかしか台第2児童クラブ 41名

5 業務内容

次の業務内容に関する仕様を参照のうえ提案すること。プロポーザル参加者が提案するものについて、仕様書に記載されていない、又は業務全般を効果的に実施することができる内容がある場合は、技術提案書への記載、プレゼンテーションでの説明により提案すること。

なお、本業務の実施にあたっては原則、仕様を満たす必要があるが、対応が困難な条件が一部あれば、技術提案書に必ず記載し、代替案が提示できるものは合わせて記載すること。

(1) 受注管理等

- ① 弁当の受注は、1食から対応すること。
- ② 弁当の注文（変更及びキャンセルを含む。）を、ウェブサイト又はスマートフォン用のアプリケーション等を活用したオンラインシステムにより、三田市を介さず保護者から直接に受け付けること。
- ③ 保護者からの注文受付開始日並びに注文及びキャンセル期限を、保護者の利便性を考慮した上で設定すること。
- ④ 代金については、施設において現金での支払いは行わず、クレジットカード払いや口座振替等のキャッシュレス決済により、事業者が保護者から直接徴収すること。また、代金の滞納等についても事業者において対応すること。

(2) 弁当の内容

- ① 弁当の量及び質が児童に相応しいこと。
- ② 可能な限り食品添加物や遺伝子組み換えの原材料を使用しないこと。
- ③ 事前に料理名、食品名、食品重量等が記載された弁当の献立表を保護者及び施設に提供すること。また、保護者があらかじめアレルギー情報を確認して注文ができるよう、献立表に全品アレルギー表示（特定原材料8品目）を記載するほか、特定原材料に準ずる食品や原材料についても可能な限り表示すること。
- ④ 弁当は、施設において電子レンジを含む加熱・調理ができないため、配送後そのまま児童に提供できるものであること。
- ⑤ 弁当は、施設において常温で保存が可能又は事業者が用意する保冷剤等で衛生的かつ安全に保管ができること。
- ⑥ 提供する弁当1食当たりの価格は、児童用の弁当として利用しやすい価格帯を設定すること。

(3) 衛生・品質管理

- ① 常に食品衛生法等の関係法規を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。
- ② 原材料の調達から児童が喫食するまでの間、食中毒、異物混入等による事故防止のため、HACCPに沿った衛生管理を適切に行うほか、大量調理施設衛生管理マニュアルを基に衛生面と品質管理に万全を期すこと。
- ③ 弁当容器については、材質を問わないが、環境に配慮した食品衛生上清潔なもの（使い捨て可）とすること。
- ④ 弁当の製造、保管及び配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全かつ確実な納品が可能であること。

(4) 弁当の配送・納品

- ① 受注数1食から配送すること。また、施設への配送能力があり、適切な配送計画が立てられること。
- ② 弁当配送希望日の当日、午前9時30分から正午までの間に、施設内の三田市が指定する場所へ弁当を配送すること。
- ③ 配送担当者は、三田市が指定する小学校門を通り、指定する手順で小学校敷地内を通行すること。また、配送担当者は、事業者名の分かる制服や名札を着用するとともに、配送に使用する車両についても事業者名が分かるようにすること。
- ④ 注文した保護者の児童氏名がわかるよう一覧表を作成し、各日分の一覧表は配送時に弁当とあわせて送付すること。また、三田市の求めに応じて、翌週1週間分などの一覧表を作成し、その指定する時期までに送付すること。
- ⑤ 喫食後の弁当容器は回収すること。

⑥ 梱包は、発砲スチロール等の断熱が可能なものを使用し、保冷剤等で適切な温度を保つこと。また、梱包材等は原則として翌配送時までには回収すること。

(5) 事故への対応

① 提供した弁当に起因する児童への健康被害又はその疑いがある場合、保護者に対して適切な対応を行うこと。

② 事故の発生が確認された場合、直ちに保護者及び三田市へ連絡し、後日、書面で正式に報告すること。

③ 事業者の責めに帰すべき事由により発生した弁当提供等に関するトラブル（未配達、食中毒、アレルギー等）については、事業者の責任で対応すること。

(6) その他

事業者は、三田市及び施設に対し、次の事項について事前に情報提供すること。また、必要に応じて協議すること。

① 施設への配送ルートや配送時間等

② 提供する弁当の献立

③ 弁当提供期間における事業者の休業日等

④ 弁当注文や代金決済等に利用するシステム

⑤ その他必要な事項

6 遵守事項

(1) 事業者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずる。

(2) 事業者は、三田市が提供する資料等について、許可なく複写及び第三者へ提供してはならない。

(3) 事業者は、昼食用弁当の製造・配送等を、書面による事前承認なしに第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 事業者は、本業務の実施に際し、三田市又は第三者に損害を与えた場合等にあっては、直ちにその責任のもとで適切な対処を行い、損害を賠償しなければならない。

(5) 事業者は、関係法令等に基づき、利用者の個人情報などを適正に管理すること。

(6) 事業者は、本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合には、事前に三田市に承諾を得ること。

7 事業報告

事業者は、利用状況その他の事業運営に係るデータを収集・整理し、次のとおり三田市に報告すること。

- (1) 事業期間の終了時に、次の内容を記載した報告書を提出すること。
 - ① 利用状況
 - ② 事故・苦情
 - ③ 課題・改善点
- (2) 報告書とは別に、市が求めた場合は、速やかに利用状況を提出すること。

8 事業の終了

本事業は、「3 事業期間」に定める期間の経過をもって終了する。ただし、次の事項に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 利用状況等により、三田市の判断で「3 事業期間」に定める期間内であっても、事業を終了することがある。
- (2) 三田市は、「3 事業期間」に定める期間が経過した場合であっても、本事業を継続することがある。この場合、三田市と事業者の協議により、協定を更新することができる。

9 費用負担

本事業における費用負担は次のとおりとする。

- (1) 事業者の実施業務に要する費用はすべて事業者の負担とし、三田市は、補助金、委託料その他一切の費用を負担しない。
- (2) 本事業における利用料金収入は、すべて事業者に帰属する。
- (3) 本事業における事業者の損失・不利益について、三田市は、その一切を補償しない。

10 リスク分担

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				三田市	事業者
共通	事業全体	仕様書	仕様書の誤り・変更	○	
		事業中止	中止による費用・損失		○
		資金調達	必要な資金の確保		○
		物価・金利変動	物価・金利変動に起因する費用増加		○
		不可抗力	戦争、放射能、テロ、天災の被害に対する費用増加		○
実施段階	事業運営	需要	利用者の減少等による減収		○
		事故等	事故・トラブル等の対応		○
		第三者賠償	第三者へ損害を与えた場合の賠償責任		○
		情報漏洩	個人情報等の漏洩・紛失に係る対応		○

11 定めのない事項

本仕様書に定めがない事項については、事業者及び三田市双方協議の上、決定するものとする。